

令和3年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議)

令和3年 12月17日 (金) 9時30分宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長補佐	藤田	留美
副 町 長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教 育 長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	大西	洋二
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	濱田	勉	水産振興室長	橋本	博志
財政課長補佐	長田	寿幸	都市計画推進室長	石田	傑
税務課長	金井	和昭	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	理恵子	社会教育課長	野津	千秋
保健福祉課長	中林	眞	布施支所長	竹本	久
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野	一
環境課長	原	秀人	都万支所長	砂本	進
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	村上	克樹
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根	淳	事務局長補佐	山本	幸子
--------	----	---	--------	----	----

1. 議員提出議案の題目

発議第3号 離島振興法の改正・延長を求める意見書

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時37分）

（本会議再開宣告 10時37分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付した町長提出議案の、議第89号から議第93号までの補正予算案、条例関係と契約の締結等17件、指定管理者の指定について13件、及び陳情1件、並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長：6番 大江 寿 議員

○6番（大江 寿）

総務教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

委員会は11月29日、12月15日、16日と3日間開催されました。審査の経過及び主な意見・指摘事項等について申し上げます。

まず一般会計及び各特別会計補正予算についてです。

「放課後児童クラブ創設事業」についての報告です。

子育て交流ビジターセンターの創設については、旧文化学院幼稚園跡地に開設するため、園舎等の調査を行ってきたが、園舎の腐食が著しく改修による使用は困難となり新築するも

のであり、設計費や駐車場用地を買収するための補正です。

委員からは「新年度予算で対応ということだが間に合うのか。」「駐車場周辺が急な坂道に囲まれ危険ではないか。」「設計にあたっては工事費等の増額等が生じないように十分調査しておくべきでは。」「住民が親しんできた桜の木の伐採はどうするのか。」などたくさんの意見がありました。

当委員会としては地域住民に十分説明するよう指摘しました。また、工事の着手にあたっては近隣住宅の事前事後調査を行うよう要望しました。

次に、新型コロナウイルスワクチン追加接種の実施についてです。

2回目接種を終了し、約8か月以上経過したものを対象に3回目の接種を行うものであるが、国からの情報が二転三転していることもあり、住民への周知が難しいということであります。

委員からは「高齢者に対する接種会場への移動手段も考えるべきではないか。」「情報が入り次第速やかに住民に周知すること。」など様々な意見がありました。執行部からは前回と同じ形で実施するとのことでした。

次に、隠岐地区保護司会会長 赤沼高男氏から提出がありました陳情第4号「隠岐更生保護サポートセンターの老朽化に伴う移転について」であります。陳情の趣旨は、移転先の確保、移転先の改修費の支援です。

保護司会は現在、旧消防署の建物で活動しているが老朽化が進み雨漏り等がひどく、活動に支障を来しているとのことで、移転先として「ふれあいセンター」を要望しており、所管課の商工観光課に出席を求め状況確認を行いました。

ふれあいセンターは将来、隠岐の島町商工会が使用する予定であり、その改修のための準備を進めているところであります。

保護司会の活動の拠点としては、対象者の面接やプライバシー保護の観点から、ふれあいセンターでの商工会との同時入所は困難ではないか等の判断から、ふれあいセンターへの移転・改修の支援は困難であるとの理由で、この陳情は「不採択」といたしました。

なお、移転先・改修等の支援については当局においても更に努力するよう要望しておきたいと思えます。

続いて調査・研究事項です。

まず、「がんばれ島のキッズ島外遠征費補助事業制度」の見直しについて、所管課から報告がありました。この制度は平成27年度から実施をされていますが、指導者の渡航費用の支援

も必要なことから見直しを行うことを検討しているとのことであります。

委員からは「宿泊費等についても支援してほしい。」との意見があり、また、当委員会としても以前から宿泊費の支援についても要望してきたところでもあります。

見直しにあたっては、子育て支援のためにも是非前向きに検討していただくよう要望しておきたいと思います。

次に、「医師招へい」についてです。

来年3月、都万診療所医師が退職する予定であり、以前から後任医師の招へいについて、今日まで努力してこられたが、なんとか来年4月から医師招へいができたとの報告がありました。

当局におかれては、コロナ禍や災害復旧等たいへんな時期でありましたが、医師招へいが決まったことに敬意を表したいと思います。

また、町内の歯科医も年々減少しているのが現実でありまして、歯科医の招へい等についても更に尽力いただくよう要望しておきたいと思います。

なお、所管の調査事項は、引き続き調査・研究してまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田信博）

次に、産業建設常任委員長：7番 村上 謙武 議員

○7番（村上謙武）

産業建設常任委員会委員長報告を行います。

常任委員会の開催日ですが、11月29日、30日、12月15日、16日の4日間でありました。

付託案件については、別紙のとおり16件でした。

はじめに、審査の結果について報告いたします。

付託案件16件の議案については、慎重な審議の結果、全て全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、審査の経過及び主な意見、指摘事項等について報告をいたします。

議第89号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第6号)」の新規事業「産業廃棄物処理施設整備事業補助金」についてであります。補正予算の主な内容は、都万地区で産業廃棄物処理事業を行っている株式会社クリーンに対して、事業継続に必要な焼却炉維持修繕事業費6,292万6,000円の1/2に当たる3,146万3,000円を補助するものであります。

近年の豪雨災害等による産業廃棄物の増加に対応するためには、老朽化した焼却炉の維持

補修工事が不可欠の状況となり、早急な修繕工事を行う必要が生じたためであります。

補助金の支出根拠として、当社の事業内容が本町にとって公益上の必要性が高く、かつ、今後も引き続き当社が事業を行うことが、本町にとって必要であるとの総合的な判断により、補助金により財政支援を行うものであります。

委員会は、当社から提出された、損益計算書、貸借対照表の内容や、今後の事業計画等も総合的に判断し、工事費の1/2を補助金支給で財政支援することは妥当性があり、本町の廃棄物処理の現状からも、当社の事業継続が必要であると全会一致で判断いたしました。

また、委員会では、担当課からの説明資料を基に、本町の今後の廃棄物の処理方針について、当社の事業拡大の必要性も含め、ゴミ処理全般についての課題を共有しました。

次に、所管の調査事項について報告をいたします。

はじめに、「観光地域づくり法人(DMO)の設立」についてです。

「観光地域づくり隠岐DMO(仮称)」の設立についての説明を受けました。その内容は、隠岐ジオパーク推進協議会と隠岐観光協会が統合し、隠岐4か町村を一つの連携地域として観光地域づくりを総合的に企画運営していく新たな法人を設立するという内容で、観光庁が作成した概要資料では、DMO法人は地方における「観光地域づくりのかじ取り役・司令塔」の役目を担う法人という位置づけがされています。

隠岐地域では、DMO設立に向けた準備作業が令和元年度よりスタートしており、令和4年4月1日から「DMO法人」として事業展開する予定であります。

委員からは、「隠岐DMO」はジオパークをベースにした、環境や学びの事業も含まれており、観光振興の面での取り組みが弱くなるのではないかと意見や、観光事業の連携に関してはこれまで、島前3町村との連携がうまくいっていたとは言い難い所が見られたが、今後、「DMO法人」として十分な連携が図れる見通しはどうかについての発言がありました。これに対して隠岐4か町村の幹事の役割と連携が大事であり、幹事会で連携をしっかりと図っていくことが大切なことであるとの担当課長の説明がありました。

日本全国では既に200以上の「DMO法人」ができており、それぞれの地域の特色を十分に活かし、インバウンドにも対応した観光地域づくりに取り組んでいる現状も理解できました。

次に、「隠岐の島町立地適正化計画(素案)」についてであります。

現在、「計画書」の作成が行われている、西郷都市計画区域を対象とした「立地適正化計画(素案)」の概要について、担当課に説明を求めました。計画期間は令和22年までの20年間で長期計画となっているが、委員からは本町の「総合振興計画」との整合性の有無についての

質問や、計画を作成する必要があるのかなど当該計画の作成そのものについて疑問を抱く発言などがありました。また、計画内容が本町の対象地域の実情にマッチしたものであるのかなど疑問視する発言などもあり、肯定的な意見や質問は殆んど見られませんでした。

各委員が計画に対する認識不足の面はあるものの、当該計画が必要性の高い、地域の実情に合った計画なのかについて十分理解するには至りませんでした。居住誘導区域設定に関する区域への住宅等の誘導については、強制するものではなく、3戸以上の住宅を新築する等の特別な場合には事前の届出義務が規定されているなど、規制を伴う内容も含まれている計画であることは理解できました。

次に、「西郷港周辺地区デザインコンペ」についてですが、西郷港周辺地区のデザインコンペに応募のあった作品42点の展示が、ショッピングセンター「サンテラス」2階で行われており、採用する作品の選定スケジュールや意見交換会の実施について担当課より説明を受けました。

12月19日に行われる住民参加の「意見交換会」はYouTubeでも公開される予定となっており、同日には「一次審査」が行われ、5社の作品が選定される予定であります。

今回は作品の提示期間中に、西郷小学校、西郷中学校、隠岐高校の児童生徒のデザイン授業も3日間設定されており、町民への関心を高める取り組みがなされていますが、一方で、中町地区住民との「意見交換」や住民への計画内容の説明が足りないなどの指摘もあり、担当課に対して今後、中町地区住民との連携を図りながら計画を進める必要があるとの指摘をいたしました。

次に、「運動公園整備事業」についてですが、隠岐の島町運動公園整備事業として、本年9月の補正予算でレインボーアリーナ玄関口のロータリー周辺の整備事業が行われることとなりましたが、当該事業の予算内容と事業計画について担当課に詳細な説明を求めたところです。9月の委員会での「事業計画案」の説明内容と、現行の事業内容に齟齬^{そご}が見られるところがあり、適正な事業の実施に心がけるよう指摘をいたしました。

最後に、農林水産課の「ふるさと納税事業」への取り組みについてですが、「ふるさと納税事業」における返礼品については、本町の水産物や農産物の需要は高いものと考えますが、農林水産課では「ふるさと納税事業」に対する農林水産物の返礼品状況に関して、データの把握等はしておらず、“ふるさと納税”に対する関心の低さと取り組み不足は否めない状況が見られました。委員会として、本町の基幹産業である農林水産業の振興を図る上でも、積極的な取り組みをするよう指摘をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会委員長の報告を終わりますが、所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究をしてまいります。以上です。

○議長（池田信博）

次に、広報広聴常任委員長：2番 牧野 牧子 議員

○2番（牧野牧子）

広報広聴常任委員会の委員長報告をいたします。

「議会だより」の発行についてです。

「秋号」の発行についてです。第3回議会定例会閉会後に委員会を開催し、議会広報「秋号」の編集方針並びに、発行の日程について協議し、編集作業を進め発行いたしました。

委員会開催日は、10月12日、15日、18日、22日の4日間でした。発行日、配布日ですが、11月11日でした。

次に、「冬号」の発行についてです。本定例会会期中の12月10日に委員会を開催し、「冬号」の編集方針並びに、発行の日程について協議いたしました。原稿締切日を来年1月5日、水曜日とし、1月7日に「第1回編集会議」を開催予定です。

次に、島根県町村議会議長会「議会広報研修会」の報告についてです。

去る、11月11日、松江市「タウンプラザしまね」にて、島根県町村議会議長会主催の「広報研修会」が開催され、正副委員長で参加いたしました。当日は広報等のアドバイザーで、グラフィックデザイナーとしてご活躍の長岡 光弘先生に「読まれる議会だよりの編集と表現ポイント」といった内容でご教授いただきました。

議会広報誌が各家庭に届けられていても、他に様々な「情報紙」などがある中、住民が手に取って最後まで読んでいただいているのかが重要である。また、読み手に印象に残る表現方法を工夫するなど、議会での議案など分かりやすい紙面であるのは勿論、さらに住民参加型の紙面も作成するなど、住民と議会とを繋ぐコミュニケーションメディアとしての2Way(双方向型)の編集をするべきである。といった内容が印象的でした。

現在、一般質問のYouTube 配信や、役場ホームページから「議会だより」を閲覧できるなど、時代に合うよう工夫をしていますが、さらに広聴活動等々の住民参加型の情報紙としての取り組みなど、これからも広報広聴常任委員会で話し合い、情報発信に取り組んでまいります。

引き続き、所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査・研究をいたします。

以上、広報広聴常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の承認第12号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について」から同意第7号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの32件、及び陳情第4号「隠岐更生保護サポートセンターの老朽化に伴う移転について」、並びに本日の議事日程第1で行いました委員長報告について、一括して討論に付します。

まず、原案に「反対者」の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に「賛成者」の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

ほかに、討論はありませんか。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

はじめに、町長提出議案の承認第12号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について」を採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、承認第12号は、原案のとおり「承認」されました。

次に、議第89号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）」から、議第93号「令和3年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第3号）」までの5件を、一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 89 号から議第 93 号までは、委員長報告とおりの「可決」されました。

次に、議第 94 号「隠岐の島町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議第 98 号「隠岐の島町八田集合住宅設置及び管理条例」までの 5 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 94 号から議第 98 号までの 5 件は委員長報告とおりの「可決」されました。

次に、議第 99 号「隠岐の島町過疎地域持続的発展計画の策定について」から議第 102 号「字の区域の変更について（加茂坂浦）」までの 4 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 99 号から議第 102 号までの 4 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 103 号「工事請負変更契約の締結について〔旧町民体育館解体工事〕」から、議第 104 号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設(港町 6 工区)工事〕」の 2 件、及び議第 118 号「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港水域施設浚渫工事^{しゅんせつ}〕」の 1 件、計 3 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 103 号から議第 104 号、及び議第 118 号の 3 件は、委員長報告とおりの「可決」されました。

次に、議第 105 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町地域産物販売提供施設(産直問屋しおさい)〕」から議第 117 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町鮮魚運搬船(第八姫島)〕」までの 13 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は「可決」です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第105号から議第117号までの13件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、同意第7号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を原案どおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、同意第7号は、原案どおり「同意」することに決定しました。

次に、陳情第4号「隠岐更生保護サポートセンターの老朽化に伴う移転について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「不採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり「不採択」とすることに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 4. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

お手元に配付のとおり、1件の議案が議員提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、議員提案の要件を満たしていますので議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

発議第3号「離島振興法の改正・延長を求める意見書」の提出について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

それでは、発議第3号「離島振興法の改正・延長を求める意見書」の提出について、提案理由の説明を行います。

「離島振興法」は昭和28年に制定され、これまで離島地域の生活条件の改善や、産業等を中心とする社会資本の形成に大きく寄与してきました。

現行の「離島振興法」が令和4年度末をもって失効しますが、離島地域の過疎化の解消はもちろん、今後の国土保全の観点からも抜本的な改正を行ったうえで、恒久法化も視野に入れて延長されることが求められることから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・国土交通大臣・内閣官房長官、以上です。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

「質疑」を行います。

発議第3号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発議第3号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長及び特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

日 程 第 6. 議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます

令和3年第4回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 11時10分)

以 下 余 白